

平成25年12月26日

教育委員会第12回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第12回定例会記録

◇開会年月日 平成25年12月26日(木曜日) 午後 3時06分開会
午後 5時10分閉会

◇開催の場所 庁議室

◇出席委員 5名

委員 長	阿部 邦英 君	委員 (委員長職務代行者)	津嶋 ユウ 君
委員	今井 多貴子 君	委員	窪木 好文 君
教育 長	境 直彦 君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事務局 長	佐藤 和夫 君	事務局 次長	木村 伸 君
事務局 次長 (震災復興 担当)	真保 洋 君	副参事(主任 指導主事)	穴戸 健悦 君
教育総務課 長	末永 秀夫 君	学校教育課長兼 市立高等学校 統合準備室 長	山田 元郎 君
学校管理課 長	狩野 之義 君	生涯学習課 長	細目 恵寿 君
体育振興課 長	橋本 淳 君	学校施設 整備室 長	柏 春雄 君
市立高等学校 統合準備室 長 補佐	高橋 正能 君	市立高等学校 統合準備室主査	木下 智由 君

◇書記

教育総務課 課長補佐	鈴木 憲 君	教育総務課 主査	山内 龍一郎 君
教育総務課 主査	阿部 恭子 君		

◇付議事件

一般事務報告
・教育長報告

- ・交通事故の和解及び損害賠償額の決定について
- ・石巻市視聴覚センター事務所移転について
- ・石巻市立桜坂高等学校のコース名及び制服の決定について

報告事項

報告第12号 専決処分の報告について

専決第16号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例

専決第17号 石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例

専決第18号 平成25年度石巻市一般会計補正予算（第10号）

（教育委員会の事務に係る部分）

専決第19号 指定管理者の指定について（石巻市河北総合センター）

専決第20号 指定管理者の指定について（石巻市多目的ふれあい交流施設）

審議事項

第42号議案 石巻市学校事務の共同実施に関する規則

第43号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

第44号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

第45号議案 石巻市立小中学校事務共同実施推進協議会運営要綱

第46号議案 石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

第47号議案 学校給食費の改定について

第48号議案 職員の処分について

※追加議案

第49号議案 職員の処分について

※追加議案

第50号議案 雄勝地区統合小・中学校建設基本構想案について

※追加議案

第51号議案 渡波中学校建設基本構想案について

※追加議案

その他

午後 3時06分開会

○委員長（阿部邦英君） それでは、ただいまから平成25年第12回定例会を開会いたします。
本日の会議ですが、欠席委員はありません。

会議録署名委員の指名

○委員長（阿部邦英君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は津嶋委員にお願いします。よろしくお願いいたします。

教育長報告

○委員長（阿部邦英君） 本日の案件は、一般事務報告が4件、報告事項の専決処分の報告が5件、審議事項が6件及びその他となっております。

それでは、一般事務報告に入ります。

教育長報告について、では教育長から報告をお願いいたします。

○教育長（境 直彦君） それでは、一般事務報告を行います。

石巻市議会第4回定例会における内容と、大川小学校関連の2点について報告いたします。

一般会計補正予算及び条例の一部改正等につきましては、この後の報告事項で行います。

私からは、環境教育委員会並びに一般質問での答弁内容についてお話しします。

初めに、環境教育委員会では、大川小学校関係で検証委員会の開催状況及び搜索状況を報告しました。その後、環境教育委員会に付託された原案は可決し、20日の本会議でも補正予算等が可決されております。

次に、16日から行われました一般質問の主な内容であります。

教職員の燃え尽き症候群、バーンアウトの現状と対応について。南浜地区の活用について。それから、複合文化施設について。中央公民館のリフォームについて。中央公民館、遊楽館、ビッグバン等の文化施設の充実について。子供の学力問題について。それから、湊小学校、湊中学校、渡波小学校、来年の4月に戻りますが、その環境整備について。石巻学園都市に関し、市立高等学校に福祉介護科を新設することについて。そして、大川小学校検証委員会の進捗と予算のあり方についてという質問がありました。

2つ目の大川小学校関連についてですが、12月22日に第8回検証委員会が開催されました。関係資料を配付しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

当日の内容は、震災、3月11日当日の避難行動の分析についてと事後対応についてという2点が協議されております。その後、ご遺族との検証委員との意見交換が行われております。

なお、第9回検証委員会は来年1月19日に開催予定となっております。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告についてご質問等はありませんか。

（発言する者なし）

交通事故の和解及び損害賠償額の決定について

○委員長（阿部邦英君） それでは、ございませんでしたら、次に、交通事故の和解及び損害賠償額の決定について、教育総務課長から報告をお願いいたします。

○教育総務課長（末永秀夫君） それでは、交通事故の和解及び損害賠償額の決定についてご報告申し上げます。

今回の職員の交通事故につきましては、2件ございます。

まず、1件目は、平成25年8月31日午前9時10分ごろ、石巻中央公民館主催事業の親子で育てよう季節の野菜の対応のため、公用車を運転し、石巻市田道町1丁目33番1地先を直進していたところ、左前方の駐車場から飛び出してきた自動車と接触した事故でございます。

今回の事故の原因は、相手方が急に道路中央付近まで飛び出してきたため、回避することができず発生したものでありますことから、市の過失割合を2割、相手方の過失割合を8割とし、本件事故の対物損害賠償として、市は相手方に15万5,471円を支払うことで、去る12月6日示談が成立いたしました。

2件目は、平成25年9月2日午後4時25分ころ、関西大学主催による出張理科教室の挨拶と事前準備のため、関西大学職員を先導して向陽小学校から雄勝小学校へ向かう途中、石巻市向陽町2丁目4番地先で、自転車で横断歩道を横切ってきた相手方児童の発見が遅れ、自動車右前方バンパーに相手方自転車の左ペダル部分が接触し、転倒させてしまった事故でございます。

今回の事故原因は、相手方が対向車の後ろから一時停止をせず飛び出してきたこととはいえ、事前に周囲の状況を確認せず、自動車を走らせたものでありますことから、市の過失割合を10割とし、本件事故の対物損害賠償として、市は相手方に対し12万1,504円を支払うことで、去る11月25日に示談が成立いたしました。

今回、この事故を受けまして、当事者である職員、所属長である館長及び課長に対しまして、

交通ルールを遵守し、交通事故に万全を期すよう指導したところでございます。また、今回の事故を踏まえまして、12月11日付で、教育長名で職員の交通安全の指導徹底について、各所属長に周知したところでございます。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対してご質問等ございませんか。

（発言する者なし）

石巻市視聴覚センター事務所移転について

○委員長（阿部邦英君） それでは、なければ、次に、石巻市視聴覚センター事務所移転について、生涯学習課長から報告をお願いいたします。

○生涯学習課長（細目恵寿君） では、石巻市視聴覚センターの移転につきましてご報告いたします。

表紙番号2の1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、②でございますけれども、視聴覚センターは平成22年4月に当時の広域行政事務組合の視聴覚教材センターが石巻市に移行しまして、河北総合センター内に事務所を置きまして事務を行っておりますが、最近ではパソコンを活用した視聴覚情報教育研修や講座等、情報プラザを活用した内容が増加しているところでございます。それで、石巻市視聴覚センターを総務部所管の情報プラザのほうへ移転しまして、パソコンを利用した研修や講座を実施し、相互の連携を図った運営を図ることとしたいと思っております。

④の提案に至るまでの経緯でございますけれども、本年の、平成25年度の5月から、当時の企画部情報政策課、情報プラザの所管課でございますけれども、現在の総務部情報政策課でございますが、そこと一応協議を開始しまして、今月事務所移転につきまして教育長決裁を得ております。今月の12月1日に、関係市町であります2市1町連絡会議の席上で、東松島市と女川町からも一応内諾を得ております。

主な内容でございますけれども、視聴覚センターは、社会教育機関の一つとして、2市1町の学校、幼稚園及び保育所や社会教育関係諸団体と連携を図りながら、2市1町の住民の生涯学習を支援しているところでございます。また、石巻圏の情報教育の拠点として、今日的課題に応じた研修会を開催し、学校教育関係職員、社会教育施設職員及び地域住民のICT活用能力の向上も担っておるところであり、パソコンを活用した視聴覚、情報教育研修や講座等で情報プラザの利用も多くなっている現状でございます。

また、情報プラザは、パソコンを活用した研修や各種講座、DVD鑑賞に対応できる充実した環境を提供できる施設となっております。

情報プラザに視聴覚センターと、情報プラザ内に今あります放送大学石巻再視聴施設をセットで配置いたしまして、相互の連携を図って運営をすることが望ましいことから、石巻市視聴覚センターを情報プラザ内に移転することとし、あわせて、石巻市視聴覚センター条例の改正を行うものでございます。

なお、東松島市、女川町と石巻市と、視聴覚センターに関する事務の委託に関する規約第2条の規定に該当しないことから、移転に関する費用は関係市町に求めないことといたしたいと思っております。

視聴覚センターの配置場所は、現在の情報プラザの1階の事務所内に2名を、社会教育主事と行政職員各1名ずつを配置する予定であります。

あと、視聴覚センターの貸し出し機材につきましては、16ミリ映写機は貸し出し実績が少なくなってきておりますので、現在の河北総合センター内の視聴覚倉庫にそのまま保管しております。それと、視聴覚機材につきましては、情報プラザの2階にありますキャビンの6番と7番という場所があるんですが、そちらのほうに保管して常時貸し出すという体制をとっていきたいと思っております。

あと、条例関係ですが、現在の第1条で、視聴覚センターを石巻市成田字小塚裏畑54番地に設置するというので、同じ敷地内にあるんですが、情報プラザのほう成田字小塚58番地にあることから、地番の変更を予定しております。

それと、⑥の実施した場合の影響・効果でございますが、視聴覚センターを情報プラザ内に移転することにより、情報プラザの利用促進につながり、研修用コンピューターがより活用されることとなることが一応想定されます。

機器等の移設費用につきまして、河北総合センターから情報プラザへ機械その他サーバー等を移設しますと、一応現状で見積もりで今25万ということで、この分が一応経費としてかかってくる予定です。

あと、⑧の今後の予定でございますけれども、平成26年の市議会第1回定例会に視聴覚センター条例の一部改正を出しました。それと一緒に、3月中に機器の移設と事務所の移転を行いまして、平成26年4月から情報プラザ内で事業を開始いたしたいと思っております。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対しましてご質問等はございませんか。

(発言する者なし)

石巻市立桜坂高等学校のコース名及び制服の決定について

○委員長（阿部邦英君） それでは、次に、石巻市立桜坂高等学校のコース名及び制服の決定について、市立高等学校統合準備室長から報告をお願いいたします。

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長（山田元郎君） それでは、石巻市立桜坂高等学校のコース名及び制服の決定についてご報告申し上げます。

一般事務報告資料2の2ページをごらん願います。

初めに、石巻市立桜坂高等学校のコース名についてご説明いたします。

石巻市立桜坂高等学校のコース名につきましては、これまで普通科の2コース制とすることで、普通コースとキャリアコースという仮の名称を使っておりましたが、このたび、石巻市立高等学校統合準備委員会で審議の結果、普通科学励探求コースと普通科キャリア探求コースの2コースに決定いたしましたので、ご報告するものでございます。

普通科学励探求コースは、普通科目を中心に学習するコースで、2年次からの選択科目により、4年制大学、短期大学、各種専門学校への進学や就職など、多様な進路の目標達成を目指します。定員は1学年120名、3クラスとなります。

普通科のキャリア探求コースは、普通科目の学習を行うとともに、2年次から商業系と家庭系の専門科目を選択学習するコースで、4年制大学、短期大学、各種専門学校への進学や就職など、多様な進路目標の達成を目指します。定員は1学年80名、2クラスとなります。

提案理由等については2ページをごらんください。

次に、石巻市立桜坂高等学校の制服の決定について説明いたします。

石巻市立桜坂高等学校制服等選考委員会報告書、3、4ページをお開き願います。

今、さきに決定した制服をこちらのほうにも早速示していただいたので、見ながら話を聞いていただければと思います。

石巻市立桜坂高等学校の制服選定につきましては、石巻市立桜坂高等学校制服等選考委員会設置要綱の規定に基づき、制服等選考委員会を開催し、試作品の中から、桜坂高等学校にふさわしいと思われる制服を選考し、石巻市立高等学校統合準備委員会の審議を経て決定いたしました。

制服等選考委員会の開催状況については、3ページのとおりになります。

選考に当たっては、試作品のプレゼンテーションにより業者を選定したほか、選定業者の試

作品について、統合する2校の在校生への人気投票や市役所庁内での人気投票を行い、選考の参考にしております。

4ページにその集計表がございますが、これらの選考結果と今回選ばれた制服は一致しております。

制服の新制服デザインということになりますが、この報告書の1、2ページにあるとおりでございます。及び、ここの目の前にあるとおりということになります。

平成27年4月開校の石巻市立桜坂高等学校新1年生から採用するものでございます。

製作者は宮城トンボ株式会社でございます。

制服は、統合する両校の在校生からも一番人気のあったセーラータイプといたしました。ブレザータイプが主流の中、石巻管内の高校では唯一のセーラー服となります。

冬服は、セーラーのかわいらしさとブレザーの機能面を融合したセーラージャケットとなっております。後ろの襟にオリジナルの桜マークが入っています。ジャケットの裏にはピンク色のラインを入れるなど、見えない部分にもこだわっています。下のワイシャツには、夏冬兼用のオリジナルのピンクのリボンがつきます。スカートは夏冬兼用で、大きさの異なるひだが交互に並ぶ親子ひだと、裾にアクセントカラーとしてのピンクのラインが入っています。

夏服は、半袖のセーラーブラウスにリボン、スカートという組み合わせになります。ブラウスの後ろの襟には、冬服と同じオリジナルの桜マークが入っております。

以上、石巻市立桜坂高等学校のコース名および制服の決定についてご報告申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対しましてご質問等はございませんか。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） キャリア探求コースのところなんです、商業系と家庭系の専門科目を選択できるということになっているんですが、今までの女子商と同じぐらいの資格取得ができるコースになるのかということが1点と、あとそれから、この制服に関してなんです、ワイシャツの下にオリジナルの、多分今ちょっと見えていないんですけども、冬服のワイシャツのところに、ここに桜マークがついているということで、ここに表示されていたんですけども、このリボンをとったときの想定でそんなふうになっていると思うんですけども、リボンが普通に、これは規則ですものなので、何かリボンをとるといときの、何かあるのかなと、ちょっと疑問に思ったんです。桜マークはとてもすてきなんですけども、何かリボンをとったときにとわざわざ書いてあったので、何かその、あるためにわざわざここへ入れてやっているのかなと思って。その2点。

○委員長（阿部邦英君） じゃ、市立高等学校総合準備室長、お願いします。

○学校教育課長兼市立高等学校総合準備室長（山田元郎君） それでは、同じような資格が取れるのかということになります。今までは商業科でございました。商業科ですと、専門に持っている科目数がかかなり多いです。今回は、あくまで普通科の中でのコース制ということになるので、専門科目の選択履修幅は確かに広いのですけれども、当然とれる教科数は今までよりも、普通科のほうが主流になりますので、少ない状況になります。ですから、そのような中での進路達成ができるような形でうまく選択することによって、資格要件というふうなところについてはかなりその、今までのところと選び方によっては近くまで行けるような選択がとれるようにはしてございます。ですが、必ず入ったら全部そこがとれるというふうなことはございませんので、とり方によっては全然取れない資格も当然出てきますので、そういうところで、普通科キャリアコースであるということでご理解を願いたいと思います。

○委員長（阿部邦英君） よろしいですか。

○委員（今井多貴子君） ありがとうございます。

ごめんなさい、こまくて申しわけありません。何かすごい気になったので。

○学校教育課長兼市立高等学校総合準備室長（山田元郎君） お渡しした、これも第1ボタンの下にオリジナルの桜マークが入り、リボンをしなくてもアクセントになりますというふうな言い方をしています。原則的にリボンは当然するわけですが、例えば行事等の中で、暑くてリボンがという、冬服ですので、今後のいろいろな可能性として、リボンなしになった場合にでもそれなりに格好がつくような形ではないかと思えます。

○委員（今井多貴子君） 冬服だけね。冬服だけだったんですね。

○市立高等学校総合準備室主査（木下智由君） 一つのアクセントということで。こちらのラインと同じように、ボタンにして、はずしにくい、だらんとしないような形のリボンをしっかりつけるということになっていきますので、ちょっとしたおしゃれ的な、ワンポイントというところで。

○委員（今井多貴子君） そんな感じだけで捉えていいですね。

○市立高等学校総合準備室主査（木下智由君） はい。

○学校教育課長兼市立高等学校総合準備室長（山田元郎君） このところにも、桜坂って字が入っているんですね。これも全然見えない。

○教育長（境 直彦君） 見えない。

○学校教育課長兼市立高等学校総合準備室長（山田元郎君） 多分、このトンボが、結構こう

いうふうなところの、見えないんだけど、この裏もそうですけれども、ここに入っているんです。ですから、多分同じ色で入れているというところで、見えないところにこうおしゃれをたくさん、こだわって入れているので、本当にちょっと、理由はって言われると私も非常に困ってしまう。

○委員（今井多貴子君） そうじゃないですね、こだわりですね。

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長（山田元郎君） はい。こだわりがあります、実はそれ以外にも。

○委員（津嶋ユウ君） なるほど。

○委員（今井多貴子君） そうですよ。これ、ボタン外して着ると格好悪いですよ。すると格好いいんですよ。何とそうになっている。

○委員（津嶋ユウ君） それはしつけなきや。

○委員（今井多貴子君） しつけなきやないのね。

○委員（津嶋ユウ君） そう、外すと格好悪いよって。

○委員（今井多貴子君） 本当に、外すとほら、この格好悪いけれども。

こうするとほら、セーラーでね。こうやって着たら格好悪いよって教えないといけない。なるほどね。

○委員（津嶋ユウ君） 関連していいですか、いや、その冬のワイシャツのその刺しゅうなんですけれども、確かにかわいいんですけれども、要は、それをとれば、襟の形はちょっと違うけれども普通のワイシャツですよ。そうすると、実際に子供たちは、これは制服のワイシャツだから、何枚かはもちろん買うんですが、洗濯なんかして取りかえるのに、かわりにその刺しゅうのないのを着てきてもいいとか、着てくるとかっていうことになっていくと思うんですね、現実には。そこを認めていくのなら、ないほうがいいのかなども思ったり。いや、そういうのをかわりに着てきてもいいんだと、ちゃんとリボンしていればね。というふうな、今何も決めることではないかもしれないですが、そういうことも現実的には起きてくるなど。そのときにはどうするのだろうなということをちょっと疑問に思いました。

○委員（今井多貴子君） そんなことなんですよ。結局、母親だから、2人とも、思うんですよ。やはり、脱いで着用することがやはり多くなったら意味がなくなっちゃうんですよ、ここの桜のね。大切に着てほしいので、そういうところがきちっと指導できればすてきな制服だと。一番はラインが気に入りました、下のスカートのね。こう縮められないっていうか、短くつるつるにできない。ウエストでされたら終わりですけれども、それでもラインのあるって

いうのはひとつのね。

○委員（津嶋ユウ君） ウエストもあれですよ、普通のウエストのあれになっていませんよね。何か、何ていうんですたっけ、こういうの。

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長（山田元郎君） まくれない、まくるとおかしくなる。

○委員（津嶋ユウ君） そうそう、このスタイル。一時はやったスタイルです。

○市立高等学校統合準備室長補佐（高橋正能君） ひだがちょっと崩れちゃうんですね。

○委員（今井多貴子君） そうですね。隠れたところ……

○委員（窪木好文君） レインボーのステッチにして、切れないように。生徒指導がしやすい。

○委員（津嶋ユウ君） あと、変なこまい話ですけれども、このひだは、いわゆるずっと着てもとれてしまったりしないような、ちゃんと、いわゆる今のそういうふうな科学的なあれはされているんですね。

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長（山田元郎君） 加工ですよ。

○委員（津嶋ユウ君） 加工されているんですね、プリーツ加工。

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長（山田元郎君） 大丈夫です。

○委員（津嶋ユウ君） 洗ってもとれないと。そういうふうになっているんですね。

○学校教育課長兼市立高等学校統合準備室長（山田元郎君） そういうふうな形で。

○委員（津嶋ユウ君） そうすると助かります。昔のほら、私たちはいたひだスカートは、もう何日かはいっているとひだとれてきた、アイロンかけたり寝押ししたりということ必要でしたから。いまどきのだから大丈夫かなとは思いました。

もう一つこまいこと。夏服と冬服の間に、どうしたってセーターとかベストとかっていうのを着なきゃない時期がありますよね。その辺のところも一応は何か考えてあるんでしょうか。

○市立高等学校統合準備室主査（木下智由君） 今回、ニットベストと、あとセーターのほうは用意しまして、同じようなこのマークがついたもので、Vでと。ただ、購入については任意というところもございますので。

○委員（津嶋ユウ君） 色は。

○市立高等学校統合準備室主査（木下智由君） 色は紺の色です。

○委員（津嶋ユウ君） 用意はされているんですね。ベストとセーター……

○市立高等学校統合準備室主査（木下智由君） ニットベストと、あとセーター。

○委員（津嶋ユウ君） セーター。

○市立高等学校統合準備室主査（木下智由君） セーターですね、Vのセーター。

○委員（津嶋ユウ君） Vのセーター。用意はされているんですか。

○市立高等学校統合準備室主査（木下智由君） Vのセーターを着てリボンをしたときに若干
……

○委員（津嶋ユウ君） そういうときは、リボンするとかしないとかがあってというのが何か出てくるんですね。

わかりました。

○委員長（阿部邦英君） どうもありがとうございました。

あとよろしいですか。

（「はい」との声あり）

報告第12号 専決処分の報告について

専決第16号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例

○委員長（阿部邦英君） それでは、次に報告事項に入ります。

報告第12号 専決処分の報告についての専決第16号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について報告を受けたいと思います。

体育振興課長から説明をお願いします。

○体育振興課長（橋本 淳君） それでは、報告第12号 専決処分の報告についてのうち、専決第16号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明を申し上げますので、表紙番号1の1ページから11ページをごらん願います。

本報告につきましては、平成25年市議会第4回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、11月28日付で異議のない旨専決処分を行いましたので、報告するものでございます。

なお、本条例案につきましては、12月20日付で市議会第4回定例会において可決しております。

本案は、消費税及び地方消費税の税率が来年4月1日に5%から8%に引き上げられることに伴い、税負担の円滑かつ適正な転換を基本として対処するとの考え方を踏まえ、条例の条文中に5%の税率を規定しているものや、税込みの使用料及び手数料を規定しているものについ

ては、税率または金額を引き上げることとし、関係条例の一部を改正したものであります。

なお、今回の説明につきましては、教育委員会で関係している部分の第3条、石巻市営運動場条例の一部改正及び第7条、石巻市都市公園条例の一部改正についてご説明いたします。

それでは、改正内容についてご説明いたしますので、表紙番号1の4ページの第3条及び5ページの第7条、あわせて、表紙番号3の条例等新旧対照表1ページから2ページをごらん願います。

初めに、本条例第3条は、石巻市営運動場条例を一部改正し、別表第1中の「100分の105を乗じて得た」を「当該額に消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した」に改めるものであります。

第7条、石巻市都市公園条例の別表第2、備考7中を、第1条と同様に一部改正したものであります。

次に、附則でございますが、本条例の施行期日を平成26年4月1日とするものであります。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対してご質疑等はございますか。

（発言する者なし）

専決第17号 石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例

○委員長（阿部邦英君） それでは、次に、報告第12号 専決処分の報告についての専決第17号 石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例について報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いします。

○教育総務課長（末永秀夫君） それでは、専決第17号 石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成25年市議会第4回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、11月28日付で異議のない旨専決処分を行いましたので、報告するものでございます。

なお、本条例案につきましては、平成25年市議会第4回定例会において可決しております。

本案は、今年度をもって統廃合を予定している石巻市立湊第二小学校に係る石巻市立学校設置条例の関係条文について改正したものでございます。

湊第二小学校につきましては、東日本大震災の津波により、校舎が1階天井まで、体育館が

2階まで浸水するなど大きな被害を受け、現在開北小学校の校庭に仮設校舎を建設し、授業を行っております。こうした中、本市教育委員会では、児童・生徒の教育環境を一日でも早く正常な状態に整えるため、昨年3月に、石巻市立学校施設災害復旧整備計画を取りまとめたところでございます。この計画に基づき、来年4月に、湊小学校と湊第二小学校を統合するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたしますので、表紙番号1の12ページ、あわせて、表紙番号3の条例等新旧対照表3ページをごらん願います。

初めに、本条例第3条につきましては、小学校の名称及び位置について規定したものでございますが、湊小学校と湊第二小学校を統合することに伴い、同条の表から湊第二小学校の項を削除するものでございます。

次に、附則でございますが、本条例の施行期日を平成26年4月1日からとするものでございます。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対してご質疑等はございますか。

（発言する者なし）

専決第18号 平成25年度石巻市一般会計補正予算（第10号）（教育委員会の事務に係る部分）

○委員長（阿部邦英君） それでは、なければ、次に、報告第12号 専決処分の報告についての専決第18号 平成25年度石巻市一般会計補正予算（第10号）（教育委員会の事務に係る部分）について報告を受けたいと思います。

これも、教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長（末永秀夫君） それでは、専決第18号 平成25年度石巻市一般会計補正予算（第10号）（教育委員会の事務に係る部分）についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成25年市議会第4回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、11月28日付で異議のない旨を専決処分を行いましたので、報告するものでございます。

なお、本予算案につきましては、平成25年市議会第4回定例会において可決しております。

それでは、別冊1の1ページから3ページをごらん願います。

歳入歳出予算の補正前の額に1億4,907万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ141億4,708万2,000円とするものでございます。

初めに歳出からご説明いたしますので、12ページをごらん願います。

各項に人件費に係る補正予算を計上しておりますが、これは、職員の人事異動等に係る調整でございますので、説明につきましては省略をさせていただきます。

次に、1項教育総務費、3目教育指導奨励費のうち、特別支援教育事業費に286万3,000円を計上しておりますが、これは、インクルーシブ教育システムの構築に向けたモデル事業として、研究実践上必要となる経費を措置したものでございます。

次に、6目奨学資金基金費のうち、奨学資金基金費に497万円を計上しておりますが、これは、震災奨学金に対して寄せられた寄附金及び奨学資金基金の利子を奨学資金基金に積み立てるための経費を措置したものでございます。

次に、14ページをごらん願います。

2項小学校費、1目学校管理費の2小学校管理費（学校管理課）に150万円を計上しておりますが、これは、平成26年度から荻浜小学校が休校することに伴う備品移動等に要する経費を措置したものでございます。

次に、16ページをごらん願います。

3項中学校費、1目学校管理費の2中学校管理費（学校管理課）に350万円を、3中学校施設維持整備費に930万円を計上しておりますが、これは、大須中学校校舎の老朽化により、生徒の安全確保を図るため、暫定的に大須小学校に間借りするために必要な備品移動等に要する経費を措置したものでございます。

次に、22ページをごらん願います。

6項社会教育費、11目遊楽館費のうち、かなんパークゴルフ場運営費に3,500万円を計上しておりますが、これは、平成26年9月に第19回パークゴルフ東北交流大会が当市で開催されることから、大会の運営を万全に期するため、かなんパークゴルフ場のコース及び駐車場増設に要する経費を措置したものでございます。

次に、13目東日本大震災関係費のうち、震災文化財等保護管理費に2,160万円を計上しておりますが、これは、陶芸丸寿かんけい丸の保存活用に関しての文化財調査及び設計業務に要する経費を措置したものでございます。

次に、2公民館震災関係費に3,700万円を計上しておりますが、これは、被災した稲井支所の復旧に当たり、稲井公民館敷地内に稲井支所を併設することに伴い、事務室改修及び玄関ホ

ール増築等に要する経費を措置したものでございます。

次に、24ページをごらん願います。

7項保健体育費、8目東日本大震災関係費のうち、学校給食センター建設事業費に8,162万5,000円を計上しておりますが、これは、(仮称)石巻東学校給食センター建設に伴う用地盛り土・土留め工事実施設計業務及び用地取得に要する経費を措置したものでございます。

次に、繰越明許費についてご説明いたしますので、28ページをごらん願います。

飯野川第一小学校耐震補強事業を初めとし、33ページにかけて9事業を計上しておりますが、これは、入札の不調や事業のスケジュール上、年度内に完了しないため、平成26年度へ繰り越すものでございます。

次に、債務負担行為についてご説明いたしますので、34ページをごらん願います。

石巻西学校給食センターほか4センターの副食物搬送業務について計上しておりますが、これは、平成25年度末で現在の契約が終了することから、平成26年度当初から確実に業務を遂行できるよう、平成25年度中に契約行為等の準備を行うため、平成25年度から平成27年度までの債務負担行為をそれぞれ設定しております。

次に、歳入についてご説明いたしますので、4ページにお戻り願います。

4目教育費委託金のうち、インクルーシブ教育システム構築モデル事業費委託金に286万3,000円を計上しておりますが、これは、歳出でご説明いたしました特別支援教育事業費に要する経費に対する財源を措置したものでございます。

次に、8ページをごらん願います。

3目教育費寄附金、1節教育総務費寄附金の1奨学資金費寄附金では、震災奨学金に対して寄せられた寄附金495万5,000円を、2節社会教育費寄附金の1市民文化ホール建設費寄附金では、市民文化ホールの建設のため寄せられた寄附金50万円を計上しております。

次に、4目災害復旧費寄附金では、震災のため寄せられた寄附金356万7,000円を計上しております。

次に、10ページをごらん願います。

7目震災復興基金繰入金に1億1,632万5,000円を計上しておりますが、これは、歳出でご説明いたしました稲井公民館改修工事及び(仮称)石巻東学校給食センターの用地購入に要する経費に対する財源を措置したものでございます。

次に、8目東日本大震災復興交付金基金繰入金に1,912万円を計上しておりますが、これは、歳出でご説明いたしました陶芸丸寿かんけい丸の調査設計及び(仮称)石巻東学校給食センタ

一の設計業務に要する経費に対する財源を措置したものでございます。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対しましてご質疑等はございますか。

（発言する者なし）

専決第19号 指定管理者の指定について（石巻市河北総合センター）

専決第20号 指定管理者の指定について（石巻市多目的ふれあい交流施設）

○委員長（阿部邦英君） なければ、次に、報告第12号 専決処分の報告についての専決第19号 指定管理者の指定について（石巻市河北総合センター）及び専決第20号 指定管理者の指定について（石巻市多目的ふれあい交流施設）、これは関連がありますので、一括して報告を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、専決第19号及び専決第20号について、一括して報告を受けたいと思います。

生涯学習課長から説明をお願いします。

○生涯学習課長（細目恵寿君） それでは、報告第12号 専決処分の報告についてのうち、専決第19号 指定管理者の指定について（石巻市河北総合センター）及び専決第20号 指定管理者の指定について（石巻市多目的ふれあい交流施設）につきましてご説明申し上げます。

表紙番号1の14、15ページをごらん願います。

本報告につきましては、専決第16号から18号までと同様に、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、異議のない旨専決処分を行いましたので、報告するものでございます。

なお、本案につきましては、12月20日付で市議会第4回定例会において可決されております。

施設の名称及び所在につきましては、石巻市成田字小塚裏畑54番地に所在する石巻市河北総合センター及び石巻市北村字前山15番地1に所在する石巻市多目的ふれあい交流施設でございます。

指定する法人または団体につきましては、どちらの施設も、公益財団法人石巻市芸術文化振興財団で、指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間になります。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対してご質疑等がございますか。

（発言する者なし）

第42号議案 石巻市学校事務の共同実施に関する規則

第45号議案 石巻市立小中学校学校事務共同実施推進協議会運営要綱

○委員長（阿部邦英君） それでは、なければ、次に審議事項に入ります。

第42号議案 石巻市学校事務の共同実施に関する規則及び第45号議案 石巻市立小中学校学校事務共同実施推進協議会運営要綱は関連がありますので、一括議題として審議したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、第42号議案及び第45号議案について、一括して審議をいたします。

教育総務課長から説明をお願いします。

○教育総務課長（末永秀夫君） それでは、ただいま一括上程されました第42号議案 石巻市学校事務の共同実施に関する規則及び第45号議案 石巻市立小中学校学校事務共同実施推進協議会運営要綱についてご説明申し上げます。

初めに、学校事務の共同実施についての制度概要をご説明いたしますので、別冊2の1ページをごらん願います。

まず、1、学校事務の共同実施とはについてでございますが、通常、公立小・中学校の事務職員は各校1人の配置となっておりますが、学校事務を効率的に進める観点等から、複数の事務職員が定期的に特定の学校に集まり、共同で事務処理を行おうとするものなどでございます。

次に、2、学校事務の共同実施の目的についてでございますが、公立小・中学校において、学校裁量権限の拡大や教育課題の複雑化、多様化により、学校で取り組む事務、業務が増大し、学校運営の組織の見直しなどが必要となっております状況を踏まえ、学校で唯一の行政職である事務職員の専門的な能力を積極的に活用し、複数の学校の事務職員が共同して事務を行うことにより、効率的、効果的な事務処理体制の確立と事務機能の強化を図り、学校運営を支える機能を充実させ、特色ある学校教育活動の展開を図ろうとするものでございます。

具体的には、複数の学校事務職員が業務を統一処理することにより、事務処理の効率化が図られ、質の高い事務が実現されるとともに、教員がかかわる事務が軽減され、児童・生徒と向き合える時間が拡大されるなどの効果を見込んでおります。

次に、3、共同実施で見込まれる事務内容についてでございますが、(1) 県費に係る事務といたしましては、諸手当の認定及び事後確認、例月給与報告等の作成及び給与支給、旅費の請求及び審査、共済関係書類の作成、年末調整事務など、(2) 市費に係る事務といたしましては、予算編成、物品の共同購入及び共用、施設整備の共同利用、教科書等支給、就学援助費の支払い及び精算など、(3) 教職員への支援関係事務といたしましては、徴収金及び校内会計事務の一元化、校外学習等の渉外事務の集中管理、修学旅行・校外行事等の実施要項整備、転出・転入、学籍事務など、(4) その他といたしましては、保護者、教職員、関係機関等への情報提供などを予定しております。

この中から、平成26年度に実施できる事務を検討するとともに、将来的には、ただいま申し上げました事務以外にも対象を広げ、実施していく予定でございます。

次に、4、共同実施のイメージについてでございますが、3ページの1、学校事務の共同実施(イメージ)をごらん願います。

共同実施には、大きく分けて2通りの形態がございます。

1の分散配置型についてでございますが、学校事務職員は従前どおり各学校の籍としたまま、1週間に1回から2回程度、共同実施を行う拠点となる学校等に集まり、事務を行うものでございます。

2の集中配置型についてでございますが、全学校事務職員は共同実施を行う拠点校の籍とし、連携校には、必要が生じた場合に事務職員が赴き、事務業務を行うものでございます。

本市教育委員会といたしましては、平成22年度から積み重ねてまいりました実践研究を踏まえ、1の分散配置型により共同実施を行うこととしております。

次に、1ページにお戻り願います。

5、これまでの石巻市の取り組みと経過についてでございますが、学校事務の共同実施につきましては、平成22年度の文部科学省からの学校運営の推進に資する取り組みの推進に係る委託事業により、実践研究に着手してまいりました。平成22年度は、石巻中学校ほか5校によりグループを編成し、翌平成23年度には、山下中学校ほか7校により1グループを追加し、さらに、平成24年度には全小・中学校に拡大し、現在に至っております。

次に、2ページをごらん願います。

6、実践研究校の編成状況についてでございますが、平成25年度は10ブロックで実践研究を行っており、旧石巻市内は5ブロックに、桃生、河北、河南及び牡鹿地区は旧町単位で、また、雄勝及び北上地区は間借りや仮設となっている一部の学校の立地場所や半島部の学校事務

の縮小などを考慮し、両地区を1ブロックとして実施しております。

平成26年度からの学校事務の共同実施本格導入に当たりましては、全小・中学校への導入完了を平成28年度とし、平成26年度から3カ年計画により、段階的に拡大していくこととしております。

初年度となる平成26年度につきましては、石巻西部地区、石巻中部地区及び河南地区の3共同実施組織で本格導入することとしております。

次に、7、推進体制についてでございますが、3ページの2、推進体制（イメージ）をごらん願います。

学校事務職員の共同実施を円滑に推進するため、石巻市立小中学校事務共同実施推進協議会を設置することとしております。協議会の委員数は25人以内とし、委員には、教育委員会事務局職員を初め、共同実施組織の拠点校の校長、共同実施組織の共同実施責任者等で構成することとしております。

委員数25人の内訳につきましては、平成28年度に共同実施組織が10組織となりますことを見込み、定めたものでございます。各共同実施組織には1つの拠点校が置かれますので、10人の校長が委員となります。さらに、共同実施組織の共同実施責任者に原則として拠点校の事務職員が指定されますが、これも10人となり、合わせて20人、これに、教育委員会事務局から教育総務課長と学校教育課長の2人と、そのほか協議会に必要と認められる者として最大3人の枠を確保し、25人としたものでございます。

2ページにお戻り願います。

(3) 共同実施組織には、その組織の運営に係る共同実施責任者と共同実施副責任者をそれぞれ1名ずつ、学校事務職員を配置する予定でございます。

(4) 共同実施組織の学校事務職員は、先ほども申し上げましたとおり、共同実施を行う際は拠点校等に集まりますが、日常は各校の業務に従事しますので、籍はおのおのの学校となります。

(5) 共同実施組織に属する学校事務職員には、共同実施組織を構成する全小・中学校に係る兼務発令を県に申請いたします。これにより、共同実施組織内の児童・生徒に係る個人情報や公金等の取り扱いが可能となります。

以上で、学校事務の共同実施に係る制度概要の説明を終わります。

次に、第42号議案 石巻市学校事務の共同実施に関する規則についてご説明申し上げます。

本案は、学校事務の共同実施を、一時的な取り組みではなく、恒久的な制度として位置づけ

するため、新たに規則を制定しようとするものでございます。

それでは、条文に従いましてご説明いたしますので、表紙番号1の16ページをごらん願います。

第1条は、本規則の目的について規定したものでございます。

第2条は、共同実施組織を中学校区単位で置くことや、組織の中に共同実施を主体的に行う拠点校を1校指定すること、また、拠点校以外は連携校と位置づけすることなど、共同実施組織に関することについて規定したものでございます。

第3条は、毎年度、各共同実施組織内の事務職員の中から共同実施責任者や共同実施副責任者を各1名指名し、配置することや、共同実施責任者は原則として拠点校の事務職員が、共同実施副責任者は連携校の事務職員の中から指名することとし、また、その職務について規定したものでございます。

第4条は、共同実施を円滑に進めるため、石巻市立小中学校事務共同実施推進協議会を設置するほか、同協議会の運営等に関し必要な事項は教育委員会が別に定めることを規定したものでございます。

第5条は、拠点校の校長がその属する共同実施組織を総括するなど、共同実施組織の運営に関することについて規定したものでございます。

第6条は、共同実施の所掌事務について規定したものでございます。

第7条は、共同実施は拠点校等で行うことなど、共同実施の形態について規定したものでございます。

第8条は、学校事務職員の本務校と、共同実施を行う組織内では全ての学校を兼務するなど、本務と兼務に関することについて規定したものでございます。

第9条は、事務職員の服務等に関することについて規定したものでございます。

第10条は、拠点校等で共同実施に際し、事務職員が公文書及び個人情報を本務校以外に持ち出しする場合、当該校の校長の承認と返還時の確認など、個人情報等の取り扱いに関することについて規定したものでございます。

第11条その他では、この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定めることを規定したものでございます。

次に、附則でございますが、本規則の施行期日を平成26年4月1日とするものでございます。

次に、第45号議案 石巻市立小中学校事務共同実施推進協議会運営要綱についてご説明申し上げます。

本案は、学校事務の共同実施を円滑に推進するため設置する石巻市立小中学校事務共同実施推進協議会の組織運営等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

それでは、条文に従いましてご説明いたしますので、表紙番号1の27ページをごらん願います。

第1条は、本要綱の趣旨について規定したものでございます。

第2条は、協議会の所掌事項について規定したものでございます。

第3条は、25人以内の委員をもって協議会を組織することや、委員の構成について規定したものでございます。

第4条は、委員の任期について規定したものでございます。

第5条は、会長及び副会長を置くことや、その職務について規定したものでございます。

第6条は、協議会の会議について規定したものでございます。

第7条は、協議会の庶務を教育総務課で行うことを規定したものでございます。

第8条は、この要綱の定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が会議に諮って定めることを規定したものでございます。

次に、附則でございますが、第1項は施行期日を規定したものであり、平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

第2項は、最初の会議の招集について規定したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいま、第42号議案と45号議案の説明を受けましたけれども、この説明に対しましてご質疑等はございますか。

今井委員、お願いします。

○委員（今井多貴子君） 1つ、3ページの図にある拠点校に週に1回、毎週月、木とか集まるようになった場合に、その拠点校となる場所は各持ち回りなのか、移動するのか、固定なのか、がありますよね。それがどんなふうに定められているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（阿部邦英君） 教育総務課長、お願いします。

○教育総務課長（末永秀夫君） 拠点校につきましては、共同組織内で一応決めていただきまして、1年間その拠点校、決めた中で活動していただきまして、また年度が変わりましたらまた拠点校を決めるという形で、移っていくという形です。

○委員（津嶋ユウ君） 関連して。

○委員長（阿部邦英君） 津嶋委員。

○委員（津嶋ユウ君） やはり拠点校関係ですが、今課長からのご説明でちらっとは何か、思っていたことの幾らかはわかったんですが、その拠点校がどこになるかということは、一応中学校区単位で、中学校2校とか3校入ったような形で10ブロックになっているようですので、これでいくと、中学校が拠点校になるっていうわけでもない。小・中どこになるかは、ちょっと関連してなんですが、人事の、事務職員の配置とも関係あると思うんですが、例えば10校ぐらゐの小・中のブロックで、どの学校かが拠点校になったとしたとき、選ぶときですね、拠点校選ぶとき、先にここを拠点校にしようと考えて事務職員でリーダー格の人を配置するのか、そうでなくて、事務職員はまず普通に、普通の人事異動で配置されて、後でそのグループが集まって、あなたがリーダーになってくださいみたいに、責任者になってくださいみたいに、その事務職員同士で選ぶのか、その辺はどうなるのでしょうか。

○委員長（阿部邦英君） 教育総務課長、お願いします。

○教育総務課長（末永秀夫君） 原則としましては、その共同組織内で選んでいただくと。そのような形で、事務職員の中で決める場合もありますし、あと、その拠点校を最初に決める場合もあるということで、共同実施組織に一応お任せをしているということです、基本的には。それで、一応これまで実践研究を平成22年からやっておりますので、その延長線上にありますことから、初の拠点校となる学校はリーダー的にやっておりますので、その中でお話をさせていただいたのを尊重したいという感じで考えてはおります。基本的には、教育委員会が指名してすることにしております。

○委員（津嶋ユウ君） ただ、事務職員の方たちも異動がありますよね。だから、そのリーダー格の方が異動なんかした場合には、そうすると拠点校、じゃその人のいるところが拠点校になるような配慮みたいなのは、そのグループ、そのブロックでの事務職員たちですものなのか、それ以前に、要は人事異動を考える際にもある程度考えておくものなのか、その辺はどうなんですか。

○委員長（阿部邦英君） 教育総務課長。

○教育総務課長（末永秀夫君） 人事異動に関しましては、人事異動になりましたら、一応また選び直していただくという考えではあります。

○委員（津嶋ユウ君） 基本的にはその事務員さんたちで。

○教育総務課長（末永秀夫君） 異動をストップするようなことはしないということになります。

○委員長（阿部邦英君） よろしいでしょうか。

○委員（津嶋ユウ君） あと、関連して。

○委員長（阿部邦英君） 津嶋委員。

○委員（津嶋ユウ君） またそれ、人事関係で心配してあれなんですけれども、結構臨時の事務職員さんなんかも入ってはいないのでしょうか。みんな正職の事務職員さんでしょうか。その辺のところへの指導とかも厳しいかなとも思うんですが、臨時職員さんはどのくらい入っていますかね、小・中学校で。

○委員長（阿部邦英君） 教育総務課長、お願いします。

○教育総務課長（末永秀夫君） 数的には今資料がないのでわかりませんが、臨時の事務職員はもちろんおりますけれども、共同実施の一つのメリットといたしますが、各学校に事務職員が1人で全部の事務をやらなきゃいけないというのが、その共同実施を行うことで、わからないこととかをその学校の事務官たちでいろいろな、共有してやっていただくことで、スキルアップにもつながるというところがございますので、その辺は、逆に共同実施をしたほうが、よりスキルアップするのではないかというふうに思っています。

○委員長（阿部邦英君） よろしいですか。

○委員（津嶋ユウ君） もう一ついいですか。

○委員長（阿部邦英君） どうぞ、津嶋委員。

○委員（津嶋ユウ君） それは思います。というのは、一応ここでは、正式には平成22年度から取り組んできているという話ですが、既に10年くらい前からこういう動きは事務職員の方たちの会なんかで進められていて、一生懸命もうそういう研究に取り組んでいたというのは私も知っていましたので、ああ、やっとな本格導入になるんだなっていう感じくらいするものですか。ただ、それがよかったのかどうなのか、メリット、デメリットあるんじゃないのかなというのにはちょっと心配もあります。

その1つに、今のお話にもあったけれども、共同で事務の仕事をしていく中で、結局、事務職員を、この小と中は1人でいいんでないかみたいな、兼務っていうのが出てきますと、ここここは1人でいいんでないかみたいにして、事務職員を減らす方向なんかには行かないでしょうか。その辺はどうでしょうか。

○委員長（阿部邦英君） 教育総務課長、お願いします。

○教育総務課長（末永秀夫君） 基本的には、それはないという県の説明でした。

○委員（津嶋ユウ君） 大丈夫なんですか。

○教育総務課長（末永秀夫君） 分散配置型と集中配置型ということで、2通りご説明させて

いただきましたけれども、集中配置型になりますと、学校には事務職員がいなくなりますので、やはり最終的には、当初は加配という話もありましたけれども、最終的にはそういう形にもなるかもしれませんけれども、県の説明では、そういうことはありませんということでした。

○委員（津嶋ユウ君） 兼務という言葉が入ってくると、何か将来的にちょっと心配かなっていうのを感じたものですから。はい。

○委員長（阿部邦英君） よろしいですか。

○委員（津嶋ユウ君） ありがとうございます。

○委員長（阿部邦英君） では、その辺よく県と話し合いをしながら進めていただければいいのかなと思います。

それでは、そのほかございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） ないようでしたら、第42号議案 石巻市学校事務の共同実施に関する規則及び第45号議案 石巻市立小中学校事務共同実施推進協議会運営要綱は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） では、異議がありませんので、第42号議案及び第45号議案については、原案のとおり可決いたします。

第43号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

第44号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

第46号議案 石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

○委員長（阿部邦英君） それでは、次に、第43号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則、第44号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則及び第46号議案 石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令は関連がありますので、一括議題として審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、第43号議案、第44号議案、第46号議案について、一括して審議をいたします。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長（末永秀夫君） それでは、ただいま一括上程されました第43号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則、第44号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則及び第46号議案 石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、先ほど専決処分の報告で学校設置条例の一部改正についてご説明いたしました、石巻市立湊小学校及び石巻市立湊第二小学校の統合に伴いまして、関係する規則及び規程の整備を行おうとするものでございます。

それでは、改正内容について順番にご説明申し上げますので、初めに、第43号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたしますので、表紙番号1の24ページ、あわせて、表紙番号3の条例等新旧対照表4ページをごらん願います。

第21条第2号の表につきましては、小学校の位置と場所を規定しておりますが、第21条第2号の表から、石巻市立湊第二小学校の項を削るものでございます。

次に、附則でございますが、平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、第44号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたしますので、表紙番号1の25ページから26ページ、あわせて、表紙番号3の条例等新旧対照表5ページから6ページをごらん願います。

別表中、現在の湊小学校の通学区域に湊第二小学校の通学区域を加え、統合に伴い廃止される湊第二小学校の項を削るものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、第46号議案 石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令についてご説明いたしますので、表紙番号1の29ページ、あわせて、表紙番号3の条例等新旧対照表7ページをごらん願います。

別表につきましては、文書を表示する文書番号と約字を規定しておりますが、別表から湊第二小学校の項を削るものでございます。

次に、附則でございますが、平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対しましてご質疑等はございますか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） それでは、ないようでしたら、第43号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則、第44号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則及び第46号議案 石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、異議がありませんので、第43号議案、第44号議案及び第46号議案については、原案のとおり可決いたします。

第47号議案 学校給食費の改定について

○委員長（阿部邦英君） それでは、次に、第47号議案 学校給食費の改定についてを議題とします。

学校管理課長から説明をお願いいたします。

○学校管理課長（狩野之義君） それでは、ただいま上程されました第47号議案 学校給食費の改定についてご説明申し上げますので、表紙番号1、定例会議案の30ページをごらんいただきたいと思ひます。

本案につきましては、平成26年度から、学校給食費の1食当たりの単価を、小学校246円、中学校293円、幼稚園については237円に改定しようとするものでございます。

詳細についてご説明申し上げますので、別冊3の審議資料2ページ目をごらんいただきたいと思ひます。また、説明につきましては、先月開催いたしました第11回定例会において報告事項として説明させていただきました内容と重複する部分については省略させていただきたいと思ひますので、ご了承をいただきたいと思ひます。

それでは、2ページ目の2の施策等を必要とする背景及び目的でございますが、学校給食費につきましては、合併協定に基づき、平成18年度から統一し、さまざまな工夫を行いながら、保護者の負担増とならないようこれまで努めてきましたが、来年4月に消費税率が8%に改定されることから、安全・安心で栄養バランスのとれた学校給食を継続して提供するため、やむを得ず改定をお願いするものでございます。

3の経過につきましては省略をさせていただきたいと思ひます。

4の主な内容でございますが、小学校では、1食当たり現行240円を、消費税アップ分を改定いたしまして246円に、中学校は285円を293円に、幼稚園は231円を237円にそれぞれ平成26年4月から改定するものでございます。

3 ページ目をごらんいただきたいと思います。

5 の実施した場合の影響と効果でございますが、1 の改定による1人当たり負担増の表をごらんいただきたいと思います。

小学校では、6円アップですので、年間、1人当たり1,080円ほどの負担増となります。中学校では8円アップの1,400円、幼稚園では6円アップの1,050円の負担増となります。

次に、2 の改定による影響額の表をごらんいただきたいと思います。

改定した場合の市内全体での年間の改定額でございますが、合計いたしまして1,542万6,642円というふうに試算されます。また、同表のうち、小学校、中学校、幼稚園、センターというふうに区分がございますが、センターという区分につきましては、学校給食センターの職員分でございますので、よろしく願いいたします。

それから、改定した場合の平成26年度における学校給食費の食材費である賄材料費につきましては、総額で6億1,005万3,778円を見込んでございます。

6 の参考についてでございますが、学校給食法第11条第2項で、学校給食に要する経費、いわゆる給食費につきましては保護者負担である旨を規定してございます。

また、一番下になりますが、石巻市学校給食センター条例施行規則第4条では、給食費の改定を行う場合には、学校給食センター運営委員会の答申に基づき教育委員会が定める旨を規定してございます。

戻りまして、1 ページ目をお開きください。

学校給食センター運営委員会につきましては、12月の5日に開催しておりまして、諮問どおりの改定単価で答申をいただいております。

次に、4 ページ目をお開きいただきたいと思います。

4 ページ目につきましては、合併前の旧市町の学校給食費と合併による学校給食費の改定状況をお示しさせていただきました。参考に後ほどごらんいただきたいと思います。

また、5 ページ目には、県内の各自治体の改定状況を添付させていただいておりますが、来年度に改定を予定しているのが、11月25日時点では、本市以外では角田市、塩竈市、多賀城市、大崎市でございましたが、現時点では、確認しましたところ気仙沼市、名取市、栗原市なども改定を検討しているということでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対しましてご質疑等はございますか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） ないようでしたら、第47号議案 学校給食費の改定については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、異議がございませんので、第47号議案については、原案のとおり可決いたします。

追加日程について

○委員長（阿部邦英君） ここで委員の皆様にお諮りいたします。

本日の議事日程に、職員の処分についてが2件及び雄勝地区統合小・中学校建設基本構想案について並びに渡波中学校建設基本構想案についてを追加して審議していただきたい旨、事務局から申し出がありましたので、石巻市教育委員会会議規則第11条の規定に基づき、議事日程に追加することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、異議がありませんので、職員の処分についてを第48号議案及び第49号議案、雄勝地区統合小・中学校建設基本構想案についてをさらに第50号議案、渡波中学校建設基本構想案についてを第51号議案として日程に追加いたします。

今資料を。

（資料配付）

○委員長（阿部邦英君） それでは、委員の皆様にお諮りします。

第48号議案及び第49号議案につきましては、人事案件ですので、秘密会として審議することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） 異議がありませんので、第48号議案及び第49号議案は秘密会で審議することといたします。

○事務局（鈴木 憲君） それでは、これより秘密会となりますので、委員の皆様ほか、事務局長、木村、真保両次長、教育総務課長、学校教育課長以外の方々につきましては、一旦退席をお願いしたいと思います。

（秘密会開催）

第50号議案 雄勝地区統合小・中学校建設基本構想案について

第51号議案 渡波中学校建設基本構想案について

○委員長（阿部邦英君） それでは、会議を再開いたします。

第50号議案 雄勝地区統合小・中学校建設基本構想案について及び第51号議案 渡波中学校建設基本構想案については関連がありますので、一括して審議を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、第50号議案及び第51号議案を一括議題といたします。

学校施設整備室長から説明をお願いします。

○学校施設整備室長（柏 春雄君） それでは、ただいま上程されました第50号議案 雄勝地区統合小・中学校建設基本構想案についてご説明申し上げますので、表紙番号4の3ページ並びに別冊の5の資料をごらんいただきたいと思います。

被災した雄勝地区の学校施設につきましては、石巻市立学校施設災害復旧整備計画に基づき、平成25年4月に船越小学校を雄勝小学校に統合し、統合小学校と雄勝中学校の本校舎の建設は、雄勝地区の住環境の整備にあわせて、大浜地区に小・中併設校として建設する。なお、大須小学校と大須中学校は併設校開校時にそれぞれ統合することとしてございます。

教育環境の正常化を図り、地域との協働も考慮した学校施設の整備を行うために、建設基本構想を策定することとしておりました。

本年6月に雄勝地区統合小・中学校建設基本構想検討委員会を設置いたしまして、計6回の委員会、また教職員との意見交換やこどもワークショップを行うなど、策定作業を進めてまいりました。去る12月24日、雄勝地区統合小・中学校建設基本構想検討委員会、長澤悟委員長より基本構想案について報告をいただきましたことから、本日ご提案をさせていただくものでございます。

それでは、詳細につきまして説明をさせていただきますので、別冊5をごらんいただきたいと思っております。

1枚めくっていただきまして、雄勝地区統合小・中学校建設基本構想（案）、「プロジェクト雄勝 未来へ希望の宝箱」という、検討委員会が決めましたサブタイトルでございます。

1ページをごらん願います。

基本構想の目的でございます。

雄勝地区に立地しておりました小学校3校、中学校2校のうち、雄勝小学校、船越小学校、

雄勝中学校は、津波による浸水により壊滅的な被害を受け、石巻市立学校施設災害復旧整備計画に基づき整備を行うこととしております。

新築する学校は、教育の場であることに加え、地域住民にとって身近な公共施設として、地域コミュニティの場や災害時の避難所となりますことから、復興計画や地域防災等に配慮する必要があります。このことから、雄勝地区の教育環境の正常化を図るとともに、地域との協働も考慮した学校施設の整備を行うために、雄勝地区の基本構想を策定することといたしました。

次に、上位計画との整理でございます。

1 ページから 4 ページにかけては、石巻市震災復興基本計画、石巻市立学校施設災害復旧整備計画の雄勝地区の部分を記載してございます。

次に、5 ページから 9 ページにかけては、地域の小・中学校の現状と施設の規模でございます。雄勝小学校、船越小学校、雄勝中学校、大須小学校、大須中学校の沿革、教育目標、在籍児童・生徒数を記載してございます。

次に、児童・生徒数の推移及び将来推計と施設の規模についてでございます。

将来推計につきましては、小・中ともに平成25年度までが学校基本調査の結果の人数、それから、平成26年度は、本年11月1日現在における児童・生徒見込み数調べの人数、平成27年度以降につきましては、平成24年の10月に雄勝総合支所が実施いたしました住民基本台帳に記載している家庭を対象に行った住民意向調査の結果による試算でございます。

次に、施設の規模でございますけれども、学級数は、小学校が普通学級6、特別支援学級が1の7学級、中学校が普通学級3、特別支援学級が1の4学級を想定してございます。規模といたしましては、大須小学校の面積をひとつの目安といたしまして、おおむね3,000平米程度を基本に、災害復旧費補助金を活用して、維持管理費等に伴う後年度負担も考慮しながら整備するというようにしてございます。

10ページをごらんいただきたいと思います。

計画地の概要でございます。

石巻市雄勝町大浜字小滝浜地内、2万2,000平方メートルで計画してございます。

計画地は、高低差が大きい敷地でございます。さらには隣接地に保育所あるいは診療所が建設される予定となっております。

次に、学校づくりのコンセプトにつきましては、4点を掲げてございます。

1点目が、雄勝地区の復興の象徴となる、効果的な教育環境が整備された学校、2点目が、

小規模校の利点を生かした、小中連携教育のモデルとなる学校、3点目が、地域の歴史や文化、自然環境を大切に、学校と地域が協力してともに歩いていく学校、4点目が、災害から子どもたちと地域住民を守る学校でございます。

12ページでございますが、ただいまのコンセプトを具体化するための計画方針ということで、9項目を定めてございます。

(1) 番目が、高機能で柔軟な教育空間と学びやすい教育環境を実現する施設機能といたしまして、最近の国際化や情報化に代表されるように、学校では社会の環境変化に応じた教育を展開していくことが重要であるとし、ICT環境の整備、図書スペースの充実、さまざまな学習等への活用に対応できる多目的スペースなどの整備が必要としてございます。

(2) が、義務教育9年間を見通した教育を行える施設機能でございます。9年間を見通した学力向上、社会性の育成のためには、小・中学校での学校目標の共有や小・中接続を意識した指導計画の策定、行事の合同開催、異学年が一堂に会した学習活動、教職員の日常的な情報交換等が必要であり、そのための教室の集約配置や職員室の共用などが必要としてございます。

3番目が、地域住民への施設開放を想定した施設機能でございます。図書館や体育館、グラウンド、多目的スペースなどを地域に開放できるような配置を計画すること。

4番目の豊かな生活の場としての施設機能といたしましては、小規模校であるがゆえ、機能性を追求して一体感に欠ける施設とならないようにした上で、児童・生徒や地域住民が教職員と交流が持てるよう、職員室の近くに談話室などを設けることや、保健室におきましては、児童・生徒のプライバシーの配慮をできるような場とすることも必要だというふうにしてございます。

5番目でございますけれども、児童の安全・安心を確保するための施設機能につきましては、校地内での車両への対策や不審者対策として、死角の少ない施設の整備を記述してございます。

6番目の地域ぐるみで子どもを育む施設機能といたしまして、雄勝地区ならではの太鼓、神楽などの伝統芸能を地域の人とともに学べるような空間が必要だとし、そのためには、地域みずからが施設を管理していくことや、地域住民が主体となって学校をバックアップしていくシステムづくりが必要としてございます。

7番目でございます。防災に配慮した施設機能でございます。

自然災害から児童・生徒の命を確実に守れる学校施設であること、また、避難所としての防災機能を確保した施設整備を行うものとしたしまして、万一の場合における宿泊が可能な和室等の用意も必要としてございます。

8番目が、地球環境問題への関心を高めるための施設機能といたしまして、太陽光発電設備の整備等による環境教育づくりの推進など、また、次の9番目の周辺環境と調和した施設といたしましては、雄勝地区の自然を生かした活動が展開できる施設とすることが必要としてございます。

次に、主な必要諸室でございますが、必要な施設を合理的かつコンパクトに整備することを基本といたしまして、質の高い教育や地域に抱かれた学習活動が展開できるよう、各教室が必要な機能を満たしながら、フレキシブルに組み立てていかなければならないといった上で、地域住民との交流や施設開放が可能な施設として整備する必要があるとしてございます。

15ページになります。諸室の整備でございます。

小・中の交流が促進して、児童・生徒がさまざまな場面でお互いの立場を自然に目にすることができるような施設や配置とすることや、小・中学校の職員室の共用や小・中教職員が合同で会議を行えるような教職員の連携を想定した施設整備を行うこととしてございます。

次に、主な諸室のあり方についてでございますが、諸室につきましては、小・中学校において必要十分で、多くの機能をあわせ持つコンパクトな施設として整備することとしてございます。

16ページから19ページにかけましては、各教室のあり方、考え方を整理してございますけれども、これにつきましては、今後設計に入っていくわけですが、その設計段階におきまして、設計者のほうと十分に協議を行いながら、必要な諸室の配置あるいは組み合わせを考えていくというふうな形になります。

また、体育館、プールあるいは校庭、グラウンド等につきましても、同じように、今後建物の配置等の設計を踏まえながら、規模の検討を行っていくというふうな内容でございます。

19ページの8でございます。

建設に当たっての留意事項ですけれども、今後、基本計画や設計を行っていく上で、特に配慮する内容を記載してございます。避難所としてのバリアフリー、維持管理を低廉なもののできる施設、また、周辺の保育所、診療所などと連携を意識できる施設配置やランドスケープを志向することが必要としてございます。

次に、9の事業スケジュールにつきましては、記載のとおりでございますけれども、平成29年度の供用開始を予定しているところでございます。

次の概算事業費でございます。

これから設計に入るという段階でございますので、あくまで概算でございますが、用地取得、

それから設計等も含めまして30億円を見込んであるということでございます。

最後に、施設の有効活用のために必要な事項といたしまして、小規模校の特性を生かした教育活動、学校を核とした子供を支えていくためのシステムづくりなどについて、今後検討を深めることが必要としているものでございます。

20ページ以降につきましては、検討委員会のこれまでの内容をとりまとめておりまして、委員会における主な意見、それから教職員との意見交換の内容、こどもワークショップの概要を参考資料として掲載してございます。

以上で、雄勝地区統合小・中学校建設基本構想（案）についての説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、第51号議案 渡波中学校建設基本構想案につきましてご説明申し上げます。表紙番号の4の4ページ、別冊6の資料になります。

被災した渡波中学校につきましては、石巻市立学校施設災害復旧整備計画に基づき、平成28年度末までに内陸部に移転、新築するとしておりまして、教育環境の正常化を図り、地域との協働も考慮した学校施設の整備を行うため、建設基本構想を策定することとしておりました。

本年6月に渡波中学校建設基本構想検討委員会を設置いたしまして、こちらも計6回の委員会、教職員との意見交換、こどもワークショップを行うなどして策定を進めてまいりました。去る12月24日、渡波中学校建設基本構想検討委員会、長澤悟委員長より、基本構想案の報告をいただきましたことから、本日ご提案をさせていただくものでございます。

内容についてでございますが、渡波中学校建設基本構想（案）、サブタイトルが「地域と共に夢のある楽しい学校の創造を目指して」ということでございます。

1ページをごらんいただきまして、基本構想の目的でございます。

渡波中学校につきましては、津波により校舎が2階床上、屋内運動場は床上3メートルまで浸水するなど、壊滅的な被害を受け、石巻市立学校施設災害復旧整備計画において、内陸部へ移転新築することとしておりました。

移転新築する学校につきましては、地域住民にとって身近な公共施設として、地域コミュニティーの場や災害時の避難所ということで、同様に復興計画や地域防災等に配慮しながら、計画を進めるという形になります。このことから、渡波地区の教育環境の正常化を図るとともに、地域との協働も踏まえながら学校施設の整備を行うため、渡波中学校の基本構想を策定することとしてございます。

次に、1ページから5ページにかけては、上位計画との整理でございます。

渡波地区部分の抜粋でございます。

次に、5ページの3、地域の小・中学校の現状と施設の規模でございます。

渡波中学校、それから渡波中学校の学区となります渡波小学校、鹿妻小学校についての沿革、教育目標、在籍児童・生徒数を記載してございます。

8ページ、(2)の児童・生徒数の推移及び将来推計でございますが、平成25年度までの分につきましては学校基本調査結果の児童・生徒数を記載してございます。平成26年度は児童・生徒の見込み数調べによる児童・生徒数、また、平成27年度以降につきましては、新渡波地区、それから新渡波西地区、2つの区画整理事業によります新たな計画戸数による児童・生徒数の見込み、それから、災害公営住宅への入居に関する意向調査の結果におきまして、渡波地区から転居を予定している世帯、マイナス要因でございますけれども、その要因部分を年齢ごとに整理させていただいた試算でございます。

次に、9ページをごらんいただきます。

渡波中学校の施設規模でございます。

将来推計を踏まえまして、学級数といたしましては、普通学級が12、特別支援学級が2の14学級を想定してございます。また、武道場につきましては、現在保有してございませんけれども、学習指導要領の改正等により必修化されているということを考慮いたしまして、今後、補助金等を最大限活用して整備する必要があるというふうに記載してございます。

10ページでございます。

計画地の概要でございます。

建設場所は、新渡波地区被災市街地復興土地区画整理事業地内でございます。

防災集団移転団地として整備される予定の用地でございます。敷地面積は2万平米、また、同事業地内には公立保育所の整備が予定されてございます。

渡波地区の学校づくりのコンセプトが11ページに記載してございます。

渡波地区の復興の象徴となる、効果的な教育環境が整備された学校、2つ目としまして、伝統を未来へつなぐ、スポーツ活動に力を入れることのできる学校、3つ目が、地域づくりの核となる、地域に開かれた学校、4つ目が、災害から子どもたちと地域住民を守る学校の4項目を掲げてございます。

次に、計画方針でございますけれども、1つ目としましては、高機能で柔軟な教育空間と学びやすい教育環境を実現する施設機能ということでございます。

2つ目が、スポーツ活動に力を入れていく上で十分な施設機能でございます。必修となりま

した武道場の整備、あるいはスポーツが苦手な生徒も気軽に運動ができるような空間をつくるというふうな部分と、限られたスペースの中で実践的に練習ができるような空間を整備することが必要だとしてございます。

3つ目が、豊かな生活の場としての施設機能といたしまして、職員室、相談室等の配置を検討しながら、教職員と生徒が気軽に話せるようにすること、また、13ページでは、保健室や相談室においては生徒のプライバシーに配慮が必要だということを記載してございます。

4つ目が、生徒の安全・安心を確保するための施設機能といたしまして、校地内での車両への対策、不審者対策というふうな部分の、死角の少ない施設の整備を記述してございます。

5番目につきましては、地域コミュニティの活動の場としての機能を有する施設機能、図書室、体育館、グラウンド、多目的教室、特別教室等について、地域開放ができるような配置として計画をすること、また、次の6番目といたしましては、地域と学校が一体となった活動を行える施設機能といたしまして、地域行事の開催や地域人材が参画した学習活動を行うことが重要とした上で、施設を地域へ開放する際につきましては、地域みずからが管理を行っていくことも必要だというふうにしてございます。

7番目につきましては、防災に配慮した施設機能でございます。

地震、津波から生徒を守れるよう、構造部材あるいは非構造部材の耐震性を確保すること、それから、指定避難所としての、地域住民が一定期間最低限の生活を営むことができる施設整備が重要としてございます。具体としましては、太陽光発電設備であるとか、あるいはWi-Fi等の通信手段の確保、備蓄倉庫の設置が必要だというところでございます。

8番目は、地球環境問題への対応といたしまして、太陽光発電設備の整備による環境教育の推進の記述でございます。

同じく、9番目につきましては、シンボルとなるような外観とすることが必要だとしてございます。

主な必要諸室についてでございますけれども、災害復旧事業が原則でございますので、被災時の渡波中学校の校舎、敷地面積を一つの目安としてございます。必要な施設を合理的かつコンパクトに整備することを基本として、限られた敷地の中で効果的に配置して、十分な教育活動を展開するとともに、地域住民との交流、施設開放が可能な施設として整備することが必要としております。これにつきましては、雄勝地区と同様に、今後設計の段階で必要な諸室の配置等を考えていくということになります。

15ページ以降、18ページが主な諸室のあり方とございまして、今後、設計の段階におきま

して検討を行う内容でございますが、ここでその考え方を記載してございます。

次に、建設に当たっての留意事項でございますが、避難所としてのバリアフリーへの対応、あるいは、将来的な維持管理の低廉化、また、新旧コミュニティーの調和や周辺の保育所など公共施設との連携を意識できる施設配置が必要としてございます。

9の事業スケジュールにつきましては、区画整理事業の進捗とあわせながら整備を行っていくという形になりまして、平成29年度の供用開始を予定してございます。

次に、10の概算事業費につきましては、用地取得の部分も含めまして30億円を見込んでいるところでございます。

19ページでございます。

施設の有効活用のために必要な事項といたしまして、地域の特色を生かした教育活動や地域全体で子供を支えるシステムづくりなどの検討が必要としているものでございます。

20ページ以降につきましては、雄勝地区同様、検討委員会に関する内容等についての参考資料でございます。

渡波中学校建設基本構想（案）につきましてはの説明は以上で終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） それでは、ただいまの説明に対しましてご質疑等はございますか。
（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） ないようでしたら、第50号議案 雄勝地区統合小・中学校建設基本構想案について及び第51号議案 渡波中学校建設基本構想案については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、異議がありませんので、第50号議案及び第51号議案については、原案のとおり可決いたします。

○教育長（境 直彦君） ちょっといいですか、1つ。

○委員長（阿部邦英君） 教育長。

○教育長（境 直彦君） 内容の審議についてはいいわけですが、ちょっと資料、両方とも並べていって、22ページを、両方ともに同じページ数なんですけれども、22ページをお開きいただきまして、基本構想検討委員会のメンバーはこのような形で各地域の父母教師会、あるいは各地の方々、そして有識者と、あと学校関係ということになっております。

それで、この後の24ページなんですけど、両方とも24ページに基本構想検討委員会における

主な意見ということで、このような意見がありましたということで、この意見を、この学校の建設だけではなくて、その後の学校運営とか何かの部分にかかわるもの、内容があるわけですし、これが、将来的には石巻市の学校の教育方針とどうかかわってくるのかという検討を踏まえないと時期がやがて来るかと思えます。例えば、雄勝の場合は小・中一貫校、小規模特認校の検討ということがありますが、これは県内でも行っているわけですが、石巻では小・中連携教育という形で今進んでいるわけですが、ここまで踏み込んだ形で、この意見に対して、どのような形で教育委員会として応えていくのかという検討をせざるを得ない時期がやがて来るということ踏まえて、それはこの雄勝地区、あるいは渡波地区にきちんと教育委員会としての方向性を明示しなければならない時期がいずれ来るということで、この22ページ以降の主な意見というのを教育委員方にはぜひご熟読いただければというふうに思います。いずれ協議しなければならない時期が来るということで御承知おきいただければと思います。

以上でございます。

○事務局次長（真保 洋君） すみません。

○委員長（阿部邦英君） はい、どうぞ。

○事務局次長（真保 洋君） 念のため、事務的なことを1つだけ補足させてください。

表紙を1枚めくっていただいて、建設構想（案）というページがございますが、この日付の下は検討委員会というクレジットになっておりますが、きょうご審議の上、決をいただければ、ここの名前を石巻市教育委員会というふうに変更した上で公表させていただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（阿部邦英君） じゃ、そのようをお願いいたします。

その他

○委員長（阿部邦英君） それでは、これで審議事項を終了し、その他に入ります。

初めに、委員方からございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） では、各課長方からお願いします。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） では、そのほか、ないようでしたら、次回の定例会の日程についてお願いいたします。

○事務局（鈴木 憲君） 次回、1月の定例会につきましては、1月31日金曜日、午前10時から開催する予定になっております。場所につきましては、本日と同じく本庁舎4階庁議室ですので、よろしく願いいたします。

○委員長（阿部邦英君） それでは、以上をもちまして本日の定例会を終了いたします。

ありがとうございました。長時間お疲れ様でした。

午後 5時10分閉会

教育委員長 阿 部 邦 英

署名委員 津 嶋 ユ ウ